

診療用エックス線装置に係る手続きについて

R7.11.1 岩手県中部保健所

1 診療用エックス線装置設置・変更・廃止に係る届出（事象発生後、10 日以内に届け出てください。）

事象	提出書類の様式	添付書類等
① 装置を新規に 備え付ける場合	診療用エックス線装置設備届（様式第 15 号）	① 設置する機器のカatalog（機器メーカーのサイト内の製品紹介ページの印刷でも可。） ② エックス線診療室の平面図及び立面図 下記③の測定箇所を記載してください。 ③ 放射線管理区域境界における漏えい線量測定結果(写) 測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等（測定後6か月以内のもの。）
② 装置の更新、追加 構造設備の変更 ※病院、有床診療所、医療法人が開設する診療所の場合は下記2の表の手順となります。	・診療用エックス線装置設備届（様式第 15 号） ・診療用エックス線装置設備変更届（様式第 23 号） ・病院（診療所、助産所）開設許可事項（開設事項、開設届出事項）変更届（様式第 14 号）（設置に伴いエックス線室等の構造設備を変更する場合のみ）	
③ 装置を廃止する場合	診療用エックス線装置等設備廃止届（様式第 28 号）	
④ 装置を使用する医師、歯科医師、診療放射線技師の変更	診療用エックス線装置設備変更届（様式第 23 号）	対象者の医師、歯科医師、診療放射線技師免許証の写し

2 病院・有床診療所・医療法人が開設する診療所において診療用エックス線装置を更新・追加する場合

申請の順番・提出書類の様式	添付書類等	該当する医療機関	手数料（岩手県収入証紙）		
① 病院（診療所、助産所）開設許可事項変更許可申請（様式第3号）	新たに設置する装置の設置場所が分かる平面図	病院、医療法人が開設する診療所	無料		
② 病院（診療所、助産所）検査申請（様式第 36 号）	検査結果の届出書（様式第 38 号） ※自主検査を選択する場合のみ。	病院、有床診療所		行政検査	自主検査
			病 院	43,000 円	14,900 円
			診療所	22,000 円	7,700 円
③ 診療用エックス線装置設備届（様式第 15 号） 診療用エックス線装置設備変更届（様式第 23 号）	① 設置する機器のカatalog（機器メーカーのサイト内の製品紹介ページの印刷でも可。） ② エックス線診療室の平面図及び立面図 下記③の測定箇所を記載してください。 ③ 放射線管理区域境界における漏えい線量測定結果(写) 測定年月日、測定器の名称、測定者、測定条件、ファントム、測定結果等（測定後6か月以内のもの。）	病院、医療法人が開設する診療所、有床診療所	無料		